

# 介護老人保健施設 ケアホーム・クローバー 介護予防短期入所療養介護事業所 運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (目的)

第1条 医療法人社団八雄会が開設する介護老人保健施設ケアホーム・クローバー（以下「当施設」という。）が行う介護予防短期入所療養介護事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び職員が、要支援状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 介護予防短期入所療養介護計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、介護予防短期入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともにその者の居宅における生活維持を目指す。

2 介護予防短期入所利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 当施設は、介護予防短期入所療養介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアホーム・クローバー
- (2) 所在地 長崎県諫早市長田町2547番地

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種、及び職務内容)

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人

管理者は、常勤で専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務に実施状況の把握その他管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1人以上

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- (3) 看護職員 7人（5人常勤専従、2人非常勤専従）

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う。ほか、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。

- (4) 介護職員 16人

介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。

- (5) 支援相談員 1人以上

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

・理学療法士 1人以上

・作業療法士 1人以上

理学療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

- (7) 栄養士又は管理栄養士

・管理栄養士 1人以上

管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、食事の献立作業を行う。

- (8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画の原案を立てる。

- (9) 事務職員 1人以上

必要な事務を行う。

### 第3章 介護予防短期入所療養介護者等の定員

(介護予防短期入所療養介護者の定員)

第5条 介護予防短期入所者の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の定員数（介護保健施設サービスの定員数80）より実入所者数を差し引いた数とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所者及び療養室の定員を超えて入所させない。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の介護予防短期入所に関わる送迎の実施地域は、諫早市全域とする。

(入所者・短期入所者等に対するサービスの内容及びその他の費用の額)

第8条 当施設は、サービスの提供の開始に際して、介護予防短期入所利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(受給資格等の確認)

第9条 当施設は、サービスの提供を求められた場合には、介護予防短期入所利用申込者の提示する被保険者資格、要支援認定の有無又要支援認定の有効期間を確認する。

2 当施設は、被保険者証に認定審査会の意見が記載されている時は、当該認定審査会に配慮して、サービスの提供を行う。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第10条 利用する際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、利用する者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるよう援助を行う。

(介護予防短期入所療養介護計画の作成)

第11条 管理者は、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 介護予防短期入所療養介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、介護予防短期入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、介護予防短期入所者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、介護予防短期入所者及び介護予防短期入所者の家族の希望、把握した解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、介護予防短期入所療養介護計画の原案を作成する。原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画担当介護支援専門員は、介護予防短期入所療養介護計画の原案について介護予防短期入所者に説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、介護予防短期入所療養介護計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、介護予防短期入所療養介護計画の実施状況を把握する。又、必要に応じて、介護予防短期入所療養介護計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

第12条 介護予防短期入所者の要支援状態の軽減又は悪化を防止するよう、介護予防短

期入所者の心身の状況等に応じて、適切な療養を行う。

- 2 サービスの提供は、介護予防短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。
- 3 職員は、サービスの提供に当っては、介護予防短期入所者又はその家族に対して、必要事項を分かりやすく説明する。
- 4 介護予防短期入所者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他短期入所者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設自らサービスの質の評価を行い常に改善を図る。

(診療の方針)

第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当っては、常に医学の立場を堅持して、介護予防短期入所者の心身の状況を観察し、療養者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- 3 常に介護予防短期入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、介護予防短期入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、短期入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を介護予防短期入所者に施用し、又は処方しない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第14条 医師は、介護予防短期入所者の病状から見て当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認める時は、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な処置を講じる。

- 2 医師は、不必要に介護予防短期入所者のために往診を求め、又は介護予防短期入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 医師は、介護予防短期入所者のために往診を求め、又は介護予防短期入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該介護予防短期入所者の診療情報に関する情報の提供を行う。
- 4 施設の医師は、介護予防短期入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は介護予防短期入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該介護予防短期入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行う。

(機能訓練)

第 15 条 介護予防短期入所利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第 16 条 看護及び医学的管理の下における介護は、介護予防短期入所利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、介護予防短期入所利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 一週間に 2 回以上、適切な方法により、介護予防短期入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 介護予防短期入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない介護予防短期入所者のおむつを適切に取り替える。
- 5 この他、介護予防短期入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、介護予防短期入所者に対して、介護予防短期入所者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。
- 7 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する体制を整備する。

(食事の提供及び栄養管理)

第 17 条 食事の提供は、栄養、介護予防短期入所利用者の心体の状況、嗜好を考慮して、適切な時間に行う。又、短期入所利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う。

- 2 医師、栄養士（管理栄養士）等他職種共同により、介護予防短期入所利用者ごとに栄養状態をアセスメントし、栄養管理を行う。
- 3 医師の食事せんに基づき、腎臓病食や糖尿病食等の療養食を提供する。

(口腔衛生の管理)

第 18 条 利用者の口腔の健康保持を図り、自立支援に配慮して、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を行う。

(相談及び援助)

第 19 条 常に介護予防短期入所利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、介護予防短期入所利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 20 条 適宜、介護予防短期入所利用者のためのレクリエーション、行事を行う。

2 常に介護予防短期入所利用者の家族との連携を図るとともに、介護予防短期入所利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料等の受領)

第 21 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基本的に介護負担割合の通りとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、介護予防短期入所利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 滞在費(多床室・個室)

(2) 食費(食材費及び調理費相当額)

(3) 日常生活品費のうち、介護予防短期入所利用者が負担するのが適当と認められる物

4 サービスの提供に当って、介護予防短期入所利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、介護予防短期入所利用者に同意を得る。

5 サービスを提供した場合、その他の費用等も含めた利用料を、資料に定める利用料金により支払いを受ける。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合には、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を短期入所利用者に交付する。

#### 第 4 章 施設の利用に当たりの留意事項

(日課の励行)

第 23 条 介護予防短期入所利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員などの指導による介護及び機能訓練を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。

(外出及び外泊)

第 24 条 介護予防短期入所利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(衛生保持)

第 25 条 介護予防短期入所利用者は、施設の清潔、整頓、その他衛生環境の保持のため

に施設に協力する。

(禁止行為)

第 26 条 介護予防短期入所利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼしこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

## 第 5 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 27 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を選任する。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守事業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年 1 回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・随時
- (6) 当施設は、(5) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 28 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行うものとする。

## 第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(入所に関する市町村への通知)

第29条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 利用者等に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。但し、利用者等の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(衛生管理)

第31条 利用者等の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力病院)

第32条 入所者の病状の急変等に備えるため、次の病院及び診療所を協力病院と定める。

- ・ 諫早市小野町332 菅整形外科病院
- ・ 諫早市長田町2422-1 なかむら歯科医院



(掲示)

第 33 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第 34 条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た介護予防短期入所利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た介護予防短期入所利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、介護予防短期入所利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により介護予防短期入所利用者及びその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 36 条 介護予防短期入所利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、介護予防短期入所利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する介護予防短期入所利用者からの苦情に関して、県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導・助言を得た場合はそれに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携)

第 37 条 運営に当って、地域住民又は住民の活動との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第 38 条 当施設は、完全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（会計の区分）

第39条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 短期入所利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（身体の拘束等）

第40条 原則として身体拘束及びその他の行動制限はしない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する、。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施する。

（虐待の防止等）

第41条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の質の確保）

第42条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 43 条 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 八雄会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 1 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 1 0 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 9 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 7 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 7 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 6 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 5 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。